

政教分離と国民主権の原則に違反する「天皇代替わり」儀式への抗議声明

内閣総理大臣 安倍晋三 様
宮内庁長官 山本信一郎 様

2019年6月11日
宗教法人 日本キリスト改革派教会
大会議長 川杉安美

私たち日本キリスト改革派教会は、この度4月30日から5月1日にかけて国事行為として行われた「天皇代替わり」儀式の内、「退位礼正殿の儀」、「剣璽等承継の儀」が、旧皇室典範に則した神道儀式によって公費を用いて行われたこと、また、「即位後朝見の儀」が、あたかも天皇が主権者であり、国民が臣下であるかのような形式で行われたことに強く抗議します。こうした政府の行為は、日本国憲法の政教分離（憲法第20条及び89条）と国民主権（憲法前文及び第1条）の原則に違反する行為であると同時に、とりわけ「イエス・キリストを主である」と告白する私たちキリスト者にとって、良心に苦痛を覚えさせられる信教の自由と基本的人権に対する侵害です。

「退位礼正殿の儀」がなぜ政教分離の原則に反するのか

本儀式は、2019年4月30日午後5時から、宮殿正殿松の間で行われましたが、そこにおいて、神道神話で皇位のしるしとされる「三種の神器」のうち、剣と璽（勾玉）が置かれました。国事行為である本儀式に、神道神話に基づく「三種の神器」が置かれたことは憲法の政教分離原則に違反します。

「剣璽等承継の儀」がなぜ政教分離の原則に反するのか

2019年5月1日に「即位礼」として行われた本儀式は、皇位を継承した天皇が即位の証しとして皇室における「三種の神器」（鏡・剣・璽）の内、剣と璽（勾玉）を、また国事行為に使用される国璽（日本国の印）と御璽（天皇の印）を承継する儀式です。しかし、「三種の神器」は、『古事記』などの神道神話で、天照大御神が天孫降臨の際に、孫の瓊瓊杵尊（ににぎのみこと）に授けたとされる極めて神話的、宗教的な祭具です。そのような剣と璽（勾玉）を承継する神道儀式を国事行為として行ったことは憲法の政教分離原則に違反します。

「即位後朝見の儀」がなぜ国民主権の原則に反するのか

本儀式は、天皇が即位後初めて公式に三権の長をはじめ国民を代表する人々に会う「即位礼」の一つです。しかし、そもそも「朝見」とは、臣下（家来）が宮中に参上して天子に拝謁することを意味します。実際の儀式でも、天皇の「お言葉」に対して、首相が国民代表の辞において、天皇の即位を慶び、天皇の「お言葉」に対して決意を表し、皇室の繁栄を祈るなど、明らかに憲法の国民主権の原則に違反します。

私たち日本キリスト改革派教会は、昨年10月10日付で、「天皇『代替わり』の諸行事に関して政教分離と国民主権の原則を厳守するよう求める声明」を政府に提出しました。同様の要請は、他の宗教団体や多くの憲法学者、弁護士会、市民団体などからも出されています。しかし、政府はそうした多くの声に耳を傾けることなく、政教分離と国民主権の原則に違反して、「天皇代替わり」儀式を行いました。私たちはこのことに強く抗議すると共に、同様の理由から2019年10月22日に予定されている「即位礼正殿の儀」を国事行為とすること、神道の宗教儀式である大嘗祭に公費を支出することに強く反対します。